

# 令和7年度廃棄量水器売却仕様書

## 1 件名

令和7年度廃棄量水器売却

## 2 契約及び履行期間

契約締結日から 30 日以内

## 3 売却物件

量水器（水道メーター）

口径 (mm)	構造	個数	ケース材質	1 個当たりのおおよその重さ (g)
13	乾式・接線流羽根車式	4,320	ビスマス	840
		1,880	エコプラス	790
20		438	ビスマス	1,620
		162	エコプラス	1,450

※量水器の個数は目視での確認のため、若干の増減がある。

※ビスマス、エコプラスの比率は目視で確認のため、若干の増減がある。

※量水器には土・鏽等の付着物がある。

※売却する量水器は外装部分等を分別しない有姿の引き渡しになる。内部の歯車等の部品は取り除いていない。（別添資料のとおり）

## 4 保管状態

量水器はプラスチック製の収納箱に収納されており、10段積である。なお、13mmの量水器は収納箱1箱につき20個、20mmの量水器は収納箱1箱につき10個収納されている。

## 5 収納箱の返却

収納箱は引き取り後、10日以内に返却すること。なお、返却は事前に日程調整すること。

引き取り場所において、収納箱からトラックの架台等への移し替えは認める。その際、収納箱は引き取り場所に置いておくこと。

## 6 引き取り場所

春日井市松河戸町1丁目1番地1 南部浄化センター

## 7 引き取り条件

- (1) 量水器は、再利用しないこと。
- (2) 量水器の運搬に使用する車両及び積載用資材などは落札業者において用意すること。また、その際にかかる運搬費・人件費・手数料等のすべての経費は、落札事業者で負担すること。
- (3) 引き取り作業に際して、本市担当者立ち会いのもと、その指示に従い、事故の無いよう十分に注意すること。なお、引き取り場所構内での作業中の事故や施設等に損害を与えた場合は、落札業者の責任において処理し、損害を賠償すること。
- (4) 量水器の引き取り、運搬に際しては「道路運送車両法」、「道路交通法」等の関係法令を遵守すること。
- (5) 量水器は、引き取り以後において、当該量水器に対する異議や当該量水器の原因による事故などが発生しても市（売り払い側）は一切の責任を負わないこととする。
- (6) 引き取り後の量水器については、関係法令を遵守し適正に処理すること。
- (7) 量水器の事前見学が必要な場合は、上下水道業務課まで申し出ること。
- (8) 引き取り作業の可能時刻は、平日午前9時から午後4時の間とする。

## 8 入札及び計量など

### (1) 入札額及び内訳について

入札額は13mm及び20mmの量水器の合計額（税抜）とし、落札者は落札決定の2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、13mm及び20mmの量水器それぞれの単価と金額を記入した内訳書を提出すること。単価は運搬費・人件費・手数料等のすべての経費を含めた金額とし、それぞれの単価に重量を乗じた金額の合計が入札額となること。

### (2) 計量について

引き取り後速やかに計量を行い、計量証明書を市に提出し、重量を確定するものとする。計量の結果100g未満の端数が出た場合は、その数字を切り捨てるものとする。また、売却額に1円未満の端数が出た場合も切り捨てるものとする。

計量実施時に確認のため、本市担当者が立ち会う場合がある。

### (3) 契約額の変更について

計量後、市と協議の上、契約時の単価に実重量を乗じた金額に契約を変更する。なお、重量の増減による契約破棄はできないものとする。